

令和6年度

保護具着用管理責任者教育のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）により、令和6年4月から「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任できますが、選任することが出来ない場合には通達で定める「教育カリキュラム」を受講したものから選任しなければならないとされています。

本講習会は、「保護具着用管理責任者」として任せることができるよう必要な知識と技能を習得していただきますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、本講習は「大阪西・大阪南・堺」労働基準協会の3協会共催で開催します。

記

1. 日 時 **第6回 令和6年10月22日(火) 9:00~16:50**

2. 会 場 **堺労働基準協会 TEL 072-233-5396 (FAX 072-232-7000)**
堺市堺区中安井町3-4-11
(南海高野線「堺東駅」の西改札口を出て、府道30号線を南へ下る。…徒歩12分)

3. 教育科目 (6時間)

学科	1) 関係法令	0.5時間
	2) 保護具着用管理	0.5時間
	3) 労働災害に関する知識	1時間
	4) 保護具に関する知識	3時間
実技	5) 保護具の使用方法等	1時間

4. 講習料 会 員 1名 12,750円(受講料10,000円(非課税)、テキスト代2,750円(税込))
会 員 外 1名 13,750円(受講料11,000円(非課税)、テキスト代2,750円(税込))
*当協会は免税事業者によりインボイス登録No.は御座いません。

5. 定 員 各回 **30名**(共催のため大阪西10名、堺10名、大阪南10名の募集になります)
*定員になり次第締め切ります。

6. 申込み 受講申込書、講習料を添えて**堺労働基準協会**まで持参して下さい。(ファックス可)
*協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ事前連絡願います。

(銀行振込の場合)

- ①振込先：三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
- ②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。
- ③申込後1週間以内に受講料全額を振込み下さい。
振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票、テキストを着払で送付します。

7. 申込〆切 第6回 **令和6年10月8日(火)**

8. その他 *申込み以降キャンセル、当日欠席されても受講料は返金いたしません。
*受講票、テキスト・補助資料、筆記用具を受講時、持参して下さい。
*昼食は各自で済ませて下さい。
*全講習時間を受講された方に修了証を交付いたします。
*受講者の講習期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
*問合せは堺労働基準協会 (TEL 072-233-5396) へ連絡下さい。